

令和5年度協働事業提案制度 公開プレゼンテーション

日時 令和5年10月29日（土）
午後2時10分～午後2時35分

会場 けやき会館 2階 大研修室

時間	区分	内容	事業概要	団体名	事業担当課
14:10			< 開 会 >		
14:10	市民	ユニバーサルデザイン普及・啓発事業	積極的な取材・調査によって「ユニバーサル通信」における事例・情報紹介の紙面を豊かにし、発行頻度を増やし、配布対象を官民・市民に拡大して、市民のユニバーサルデザイン理解を深めて、共生社会の礎となる意識形成に資する。	NPO法人ここずっと	地域包括ケア推進課
14:35			< 閉 会 >		

主催 NPO法人市民フォーラムさがみはら 相模原市

提案事業の概要

プレゼン順	1 (市民提案)
事業名称	ユニバーサルデザイン普及・啓発事業
団体名称	NPO 法人ここずっと
事業担当課	地域包括ケア推進課
現状・課題 解決方策等 (提案書より 抜粋)	<p><u>1. 現状・課題</u></p> <p>平成 27 年、相模原市は「ユニバーサルデザイン基本方針」をまとめ、バリアフリーより一歩進んだユニバーサルデザイン施策に着手。その結果、平成 25 年度の相模原市民の世論調査で「ユニバーサルデザイン理解」13.2%を令和 4 年度には 28%に押し上げた。</p> <p>しかし、平成 30 年に国がユニバーサル社会実現推進法を打ち出し、令和 6 年 4 月からは合理的配慮が全面義務化するに及んで市民意識の喚起が一層求められている。ICTの進歩もあり、ユニバーサルデザインの普及推進に向けて、具体的なノウハウ情報が「心のユニバーサルデザイン」の醸成とも連動すると考えると、多様な情報発信の必要性がますます認識される。やまゆり園事件の発生自治体の社会的責務としても、ユニバーサルデザインの牽引役となって共生社会への市民意識を高める施策と実践が求められている。</p> <p><u>2. 事業の目的・必要性</u></p> <p>ユニバーサルデザインの言葉と意味を知る市民が 3 人に 1 人という現況から、当市のユニバーサル指針をわかりやすく発信して、その意味（バリアフリーとの違い）を正しく理解する市民を更に増やし、共生社会を支える市民意識の醸成が求められる。また、近年目覚ましい ICT の展開は、自治体、民間事業者などに ICT 格差を生じさせ、障がい当事者の社会参加格差につながっている。あらゆる場面にインクルーシブが当然とされる社会変革にあたり、事例を含めた情報提供を豊富にして、ICT にも馴染み、主体的活用を支援して、官民間うことなく事務処理及びサービスの合理化と適切化を求め、少子・高齢化社会に市民活動レベルまで人材登用の途を拓かねばならない。</p> <p><u>3. 解決方策</u></p> <p>①年 1 回の「ユニバーサル通信」の発行を発展させて、年 3 回の通信発行を実現する。内容的には、市内の事例紹介だけにとどまらず。市の内外、官民の違いなく事例を取材、関連するスキル・ノウハウ情報に及ぶ取材・調査をもって紙面を拡大、内容の充実（A3 両面印刷二つ折り、即ち A4 サイズ 4 ページ立て）を図る。また、従来の市内掲示板と HP 掲載に加えて、合理的配慮完全義務化が求められている社会情勢にかんがみ、対象を本市域、学校関係者と考え、①市職員（PDF 閲覧周知）、②市議会議員、③公民館等公共施設、④市内小・中学校、⑤市民活動団体、⑥社会福祉団体等でおよそ 3000 部発行を考える。</p> <p>②配布対象を拡げることで、事例紹介だけでなく情報提供も行うことで、市内・民間事業者・市民からの問い合わせが生じる場合は、その対応を担う。掲載事例にきっかけをもらい、また ICT やスキル情報から実際の運用可能性を検討される方には、支援を行って実現に寄与する。</p>
事業費	940 千円 (団体：143 千円 市：797 千円)
主な役割分担	<p>団体：取材、原稿執筆、レイアウト編集、印刷、発送 など</p> <p>市：編集会議への参加、校正、市内等での情報発信 など</p>

相模原市協働事業提案制度 審査基準

審査項目	審査の視点	得点
	評価のポイント	
事業の必要性 ・妥当性	事業が必要となる問題状況の捉え方が適切であり、事業の内容や方法(手段)は妥当なものであるか。	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・課題、データ、ニーズの把握と分析 ・課題解決のための事業としての内容の妥当性 	
事業の公益性	不特定多数の市民の利益又は社会全体の利益につながるものであり、市が関与することが相応しい事業であるか。	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・利益を受けるものの範囲 ・市が事業主体になることの妥当性 	
協働の必要性	役割分担が妥当であり、課題解決のために協働という手法が必要とされているか	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・団体と市が協働することの妥当性 ・それぞれの特性を理解した役割分担 ・協働することによる相乗効果 	
実現可能性	事業の遂行能力、プレゼンテーション力と事業内容から判断し、実現可能性はあるか	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業遂行のための能力や体力 ・プレゼンテーション力 ・団体と市の相互理解 	
事業の効果	目標や成果が明確かつ的確であり、社会におよぼす影響力はあるか	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・目標、成果設定の妥当性 ・効果に対する経費の妥当性 ・今後の市民活動、地域活動や行政に対する波及効果 	
発展の見込と 将来展望	制度適用期間後にわたる自主的な活動による発展性・将来性が見込まれるものであるか	/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の成果を生かした発展性 ・制度適用期間後の将来展望 	
合 計 点 数		/30

評 価	特に優れている	優れている	普通	あまり良くない	良くない
点 数	5	4	3	2	1

- ※1 評価の点数は、各項目5点（合計30点満点）とする。
- ※2 審査員5人の合計点が60点以下、または、合計点が61点以上であっても審査員全員が2点以下の点数を付けた項目があった事業は、協働事業として見送ることが適当な事業と評価する。
- ※3 ※2に該当しない事業については、総合的に検討し、協働事業として実施することが適当な事業か否かを評価する。

協働事業提案制度審査作業部会 委員名簿

No.	氏名	構成員名	現職
1	石川 壽々子 <small>いしかわ すずこ</small>	相模原市市民協働 推進審議会委員	社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会 理事
2	伊豫田 竜二 <small>いよだ りゅうじ</small>	アドバイザー	伊豫田中小企業診断士事務所 中小企業診断士
3	長澤 敬子 <small>ながさわ けいこ</small>	相模原市市民協働 推進審議会委員	相模原市公民館連絡協議会 副会長
4	平山 易申 <small>ひらやま やすのぶ</small>	アドバイザー	西武信用金庫橋本支店 支店長
5	妻鹿 ふみ子 <small>めが しみこ</small>	相模原市市民協働 推進審議会委員	東海大学 健康学部 教授